

令和 6 年度

千葉県包括外部監査結果報告書
【概要版】

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る
内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

令和 7 年 2 月

千葉県包括外部監査人
公認会計士 松本 達之

目次

ページ

第1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 監査の内容	1
5 監査の実施期間	5
6 監査従事者	5
7 利害関係	5
第2 包括外部監査の結果	6
I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）	6
II 監査の総括的意見	8
1 監査において確認されたリスクについて	8
2 リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について	9
3 問題の根本原因と改善方向について	10
III 各論としての監査結果	10
1 健康福祉部・健康福祉指導課：生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	10
2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	11
3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金	11
4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金	12
5 健康福祉部・児童家庭課：東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金	13
6 健康福祉部・障害者福祉推進課：自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分	13
7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金	14
8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納	15
9 商工労働部・経済政策課：千葉県感染拡大防止対策協力金返還金	16
10 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（違約金）	16
11 農林水産部・団体指導課：林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	16
12 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）	17
13 農林水産部・団体指導課：就農支援資金（貸付金の償還金）	18
14 農林水産部・環境農業推進課：平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	19
15 県土整備部・道路整備課：訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）	19
16 県土整備部・道路環境課（成田土木事務所）：県道への土砂流入に伴う原因者負担金	20
17 県土整備部・河川環境課：河川法に基づく原因者負担金	20
18 県土整備部・港湾課（葛南港湾事務所）：船橋ボートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	20
19 県土整備部・公園緑地課：損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難）	21
20 県土整備部・住宅課：県営住宅家賃（使用料）	21
21 企業局・管理部・業務振興課：千葉県水道事業給水収益（水道料金）	22

2 2	企業局・水道部・浄水課：調停条項による損害賠償金.....	22
2 3	企業局・水道部・給水課：受託工事収益（原因者負担による修繕収益等）.....	22
2 4	企業局・水道部・給水課：給水申込納付金.....	23
2 5	企業局・水道部・給水課：雑収益（不正工事に係る認定水道料金等）.....	24
2 6	企業局・土地管理部・土地事業調整課：幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金.....	24
2 7	公安委員会・交通部・交通指導課：放置違反金.....	25

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年千葉県条例第1号）第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

（2）監査対象期間

原則として令和5年度（必要に応じて、他年度についても監査対象とする。）

ただし、令和5年度決算書は令和6年11月に公表されたため、令和4年度の決算情報を基にサンプルを抽出している。

3 事件を選定した理由

令和5年3月17日に公布・施行された「千葉県債権管理条例」（令和5年千葉県条例第1号。以下「債権管理条例」という。）による事務手続に与える影響は、令和5年度からであると考えられることから、「公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について」は令和6年度に実施すべきであると判断をしていたところであるが、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の「当初予算要求通知のポイント」を拝見したところ、毎年、「厳しい財政状況の中でも、真に必要な県民サービスを提供していくためには、全庁を挙げて財源確保に取り組みつつ、限られた予算を有効に活用する必要がある」として、「第3要求基準について」において、「1 歳入」に対する方針を、次のように継続して提起している。

「（1）滞納整理の促進や未収金の解消、未利用県有地等の処分、受益者負担の適正化などにより、歳入確保に努めてください。」

（2）国庫支出金については、国の予算編成の動向を的確に把握し、最大限活用してください。」

このうち、県として裁量の範囲が大きいのは、（1）であることから、歳入確保にかかる事務手続を監査対象とすべきであると判断した。

4 監査の内容

（1）監査の実施目的

平成11年4月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性

等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査における問題意識

「(1) 監査の実施目的」にも記載した通り、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の「当初予算要求通知のポイント」において、毎年、「厳しい財政状況の中でも、真に必要な県民サービスを提供していくためには、全庁を挙げて財源確保に取り組みつつ、限られた予算を有効に活用する必要がある」として、「第3 要求基準について」において、「1 歳入」に対する方針を継続して提起しているところだが、県として裁量の範囲が大きいのは「(1) 滞納整理の促進や未収金の解消、未利用県有地等の処分、受益者負担の適正化などにより、歳入確保に努めてください。」であることから、歳入確保にかかる事務手続を監査対象とした。

このうち、さらに、収入未済の回収事務手続に範囲を絞った。

収入未済は県の債権であり、集金することは当然の権利であるが、債務者等、相手方の事情を考慮する必要がある、回収事務手続には様々な困難があることは十分に想定できるところである。しかし、県の回収事務手続にかかる費用を考慮することなく、回収事務手続を完済するまで継続することは、必ずしも、「財源確保」にはならないことも考えられることから、回収事務手続にかかる費用と回収可能債権額との関係をどのように整理しているかについても検証を行うこととした。

この点については、県としても次のような文書を公表しているところである。

- ①「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」(平成24年1月27日千葉県債権管理連絡会議)
- ②「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について(通知)」(平成28年10月14日総務部長)
- ③「「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の改定について(通知)」(令和5年6月28日総務部長)

なお、③に先立って、令和5年3月17日に「千葉県債権管理条例」が公布・施行されている。これは県としての現在の検討結果を示したものであると理解している。

すなわち、この債権管理条例が施行される前は、債権放棄をするためには県議会の承認が必要であったのに対し、同条例第9条第1項各号のいずれかの条件に合致する場合には、「知事等」が「債権を放棄することができる。」こととし、債権放棄、つまり回収事務手続を終了するための手続を簡素化したのである。

(4) 監査の視点

県の債権回収事務手続、すなわち、収入未済額の回収事務手続は、対象とする債権の種類によって、実施できる手続が異なっている。

県の債権は、次のように分類される。

債権は、その発生原因により、公法上の債権、私法上の債権の大きく2種類に分けることができる。地方公共団体が法人として有する権能には、行政権の主体として一般人の有しない特別の権能と、一般私人の持つ権能と同等の権能とがあり、前者の権能に基づき発生する債権が「公法上の債権」（以下「公債権」という。）であり、後者の権能に基づき発生する債権が「私法上の債権」（以下「私債権」という。）であると整理することができる。

「公法上の債権」は、さらに、強制徴収ができる債権（滞納処分規定のあるもの。以下「強制徴収公債権」という。）と、強制徴収ができない債権（滞納処分規定のないもの。以下「非強制徴収公債権」という。）に区分される。

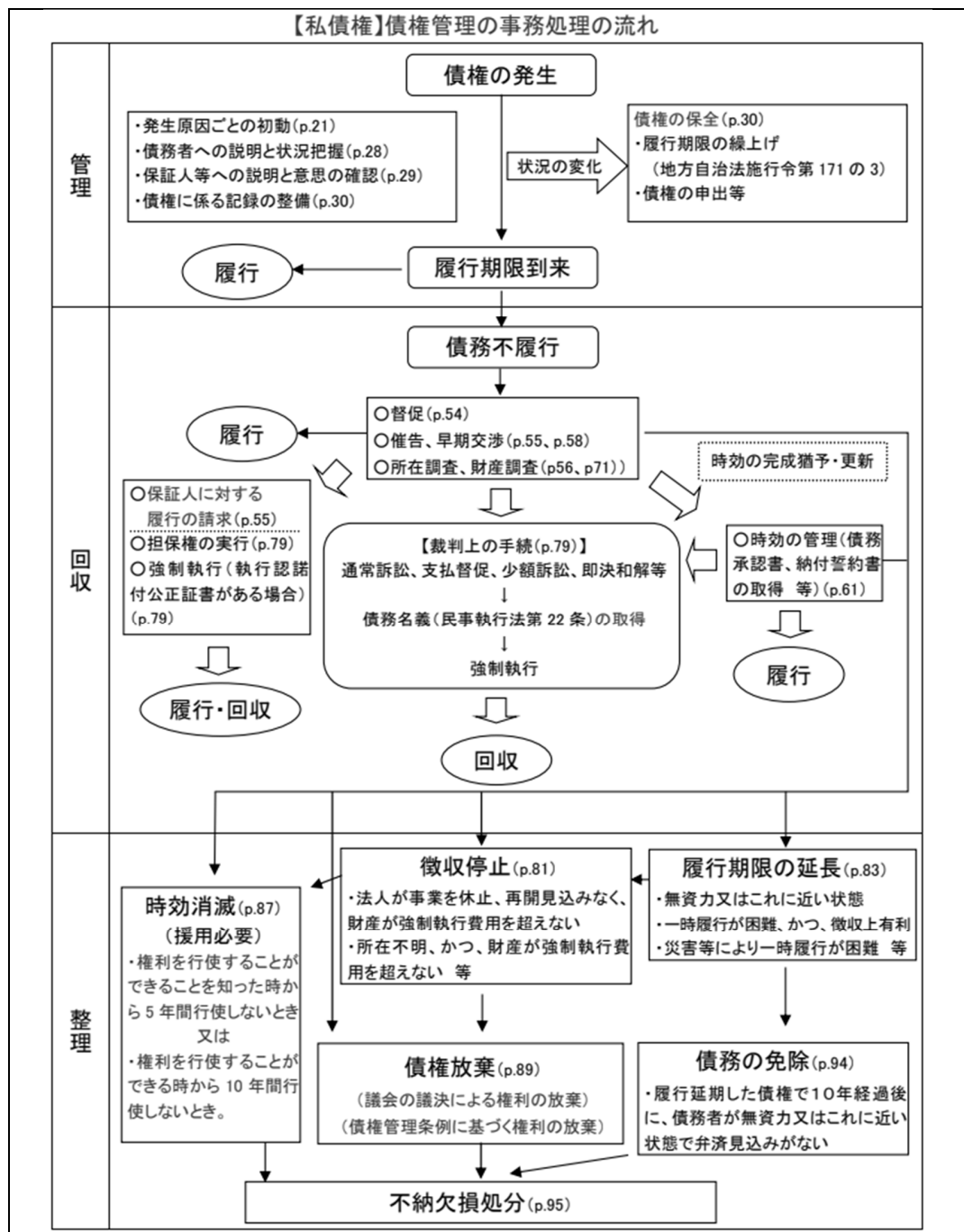
本手引での記載をはじめ、本県の債権管理においては、この3種類の分類を基礎に各種の調査や通知等を行ってきており、各所属において管理している債権が、強制徴収公債権、非強制徴収公債権又は私債権のいずれに該当するかによって、事務手続は大きく異なるため、担当課は、その所管する債権の種類を確実に把握しておく必要がある。

表2 債権の分類

債 権	○ 地方自治法上の債権 (地方自治体が保有する 金銭債権) 自治法第240条第1項	公 債 権	強制徴収公債権
			非強制徴収公債権
	私債権		
	○ その他の債権 (金銭債権以外の債権)		

出典：債権管理適正化の手引（令和6年8月改定版）

以下、「債権管理適正化の手引（令和6年8月改定版）」により、例として、私債権の事務処理の流れを確認しておく。強制徴収公債権及び非強制徴収公債権の事務処理の流れ等については、「千葉県包括外部監査結果報告書」6 ページから 11 ページまでを確認されたい。



(5) 主な監査手続の概要

- ① 各監査対象部局から対象収入未済の計上、回収過程、最終処分までに係る証拠の確認、担当者に対する確認等の手続実施
- ② その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続

(6) 指摘事項及び意見

指摘事項とは、主に合規性に関する事項（法令、条例、規則、規定又は要綱等に抵触する事項）、又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、県において措置が必要であると認められるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、県がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

県は指摘事項及び意見について、監査結果を参考に、措置を講じその状況を公表している。

(7) 監査対象

収入未済額の管轄所属は債権ごとに分かれているが、網羅的に監査対象とするのではなく、収入未済額残高の大きなものから選定することとした。

抽出は、「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、債権名称ごとにサンプルを抽出する作業が必要となったが、少なくともこの50件に入った所属は漏れなく対象とするように絞り込みを行った。

以上から、監査対象部局を決定した。

なお、最終的な監査対象については、「千葉県包括外部監査結果報告書」の14ページから16ページまでを確認されたい。

5 監査の実施期間

令和6年8月31日から令和7年3月31日まで

6 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

包括外部監査人補助者

公認会計士 松原 創

公認会計士 柳原 翼

弁護士 豊田 泰士

公認会計士 金 福実

公認会計士 田 炯収

公認会計士 田村 奈央子

7 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の結果

I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）

令和6年度包括外部監査における監査結果は以下のとおりであるが、サンプル対象ごとの監査結果から、指摘事項又は意見の対象となった担当所属順に並べ替えている。
なお、抽出したサンプルのうち、発見事項がなかったものについては省略している。

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
総務課	2	母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	意見1	②違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）
総務課	6	自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分	意見1	①遅延損害金について（ア、意見）
総務課	8	保健師等修学資金貸付金返納	意見1	①延滞利子の調定について（意見）
総務課	9	千葉県感染拡大防止対策協力金返還金	意見1	①遅延損害金等について（#1～11、#32～39 意見）
総務課	10	農業改良資金（違約金）	意見1	①債務者及び連帯保証人へ通知している違約金の通知文について（ア、意見）
総務課	11	林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	意見1	①遅延損害金について（ア、意見）
総務課	13	就農支援資金（貸付金の償還金）	意見1	①遅延損害金について（ア・イ、意見）
総務課	14	平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	意見1	①延滞金の通知について（ア、意見）
総務課	18	船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	意見1	①遅延損害金の請求について（ア・イ・ウ・エ、意見）
山武健康福祉センター 長生健康福祉センター	1	生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	指摘1	①証拠の保管について（イ・エ・オ、指摘）
健康福祉指導課	1	生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	意見1	②担当者間の連携について（ウ、意見）
児童家庭課	2	母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	意見2	①分割納付の決定の際の経済状況の調査について（意見） ③違約金不徴収の決定に係る事務について（意見）
児童家庭課	3	児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金	意見4	①滞納処分（執行停止）について（意見） ②滞納処分（強制執行）について（意見） ③分割納付の受入体制について（意見） ④負担金の算定方法及び算定基準について（意見）
児童家庭課	4	児童扶養手当返還金	指摘1 意見2	①調定減額について（指摘） ②債務承認について（意見） ③児童扶養手当返還金の調定期限について（意見）
児童家庭課	5	東京高等裁判所平成20年（ネ）第444号損害賠償請求事件に係る求償金	意見2	①訴訟費用の未請求について（意見） ②債権回収に向けた手続の進捗について（意見）
障害福祉事業課 児童家庭課	7	児童措置費負担金	意見2	①児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について（意見） ③児童措置費負担金の支払手段について（意見）

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
中央児童相談所 市川児童相談所 柏児童相談所	7	児童措置費負担金	意見 1	②滞納整理の手続について（ア～オ、意見）
医療整備課	8	保健師等修学資金貸付金 返納	指摘 1 意見 1	②辞退による貸付決定の取消時の手続について （指摘） ③未納者の連帯保証人に対する措置について（意 見）
経済政策課	9	千葉県感染拡大防止対策 協力金返還金	意見 1	②協力金支給時の手続の対応について（＃4 （G）・＃5～7（A）・＃8～10（H I J）、意 見）
香取農業事務所	10	農業改良資金（違約金）	指摘 1	②連帯保証人に対する催告について（ウ、指 摘、）
団体指導課 南部林業事務所	11	林業・木材産業改善資金 （貸付金の償還金）	意見 1	②林業・木材産業改善資金債権管理マニュアルに ついて（ア、意見）
香取農業事務所	12	農業改良資金（貸付金の 償還金）	意見 1	①財産調査の同意書の取得について（ア、意見）
団体指導課	12	農業改良資金（貸付金の 償還金）	意見 1	②農業改良資金貸付金債権管理マニュアルの更新 について（意見）
環境農業推進課	14	平成 15 年度トレーサビ リティシステム導入促進 対策事業補助金返還金	意見 1	②債権管理コストの見直しについて（ア、意見）
道路整備課	15	訴訟により支払が命じら れた損害賠償（賃料相当 損害金）	意見 1	①訴訟費用について（意見）
成田土木事務所	16	県道への土砂流入に伴う 原因者負担金	意見 2	①分納誓約について（ア、意見） ②滞納処分について（ア、意見）
河川環境課	17	河川法に基づく原因者負 担金	意見 1	①早期の滞納処分について（ア・イ、意見）
葛南港湾事務所	18	船橋ボートパークの維持 管理に係る不当利得返還 請求	指摘 2	②法的措置について（ア・イ・ウ・エ、指摘） ③債務者の特定について（エ、指摘）
公園緑地課	19	損害賠償請求権（青葉の 森公園プランター盗難）	指摘 1	①債務名義の取得について（ア・イ・ウ、指摘）
住宅課	20	県営住宅家賃（使用料）	指摘 3 意見 2	①納付誓約書の処理について（ア・エ・オ・カ・ キ・ク・コ、指摘） ②法的措置について（ウ・エ・キ・ク・ケ、指 摘） ③入居許可を取消した後の納付誓約について （オ、指摘） ④納付誓約の債務名義化について（エ・オ・カ・ キ・ク・コ、意見） ⑤保証人に送付する納付書について（共通、意 見）
企業局 管理部業務振興課	21	千葉県水道事業給水収益 （水道料金）	指摘 1	①分納誓約書について（ア・イ・ウ・エ・セ・ ソ、指摘）
企業局	22	調停条項による損害賠償 金	意見 1	①債権回収のための手続について（意見）
企業局水道部給水課	23	受益工事収益（原因者負 担による修繕収益等）	指摘 4	①記録・文書の整備について（ア・イ、指摘） ②回収事務の管理について（ア・イ、指摘） ③遅延損害金請求・財産調査について（ア・イ、 指摘） ④法的措置の検討について（ア・イ、指摘）
企業局水道部給水課	24	給水申込納付金	意見 1	①中止届の提出勧告について（ア、意見）
企業局水道部給水課	25	雑収益（不正工事に係る 認定水道料金等）	指摘 2	①回収事務の管理について（ア・イ、指摘） ②請求金額の算定誤りについて（イ、指摘）

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
企業局土地管理部 土地事業調整課	26	幕張新都心地下駐車場の 管理運営に係る納付金	意見 1	①利用料金の取扱いについて（ア、意見）
公安委員会 交通部交通指導課	27	放置違反金	意見 1	①滞納者の管理下でない車両の盗難届について （ア、意見）

Ⅱ 監査の総括的意見

1 監査において確認されたりリスクについて

（1）膨大な債権回収事務や、許可等の相手方の事業の健全性評価

令和6年度に選定した特定の事件は、「公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について」であり、県の財政基盤を確かなものとする重要な事務手続である。

しかしながら、債権の回収事務手続は、債務者の財務状況によっては、非常に時間のかかる、また、それに係る経費も要するという点から、長年懸案とされてきたものである。これに対し、県としても、次のような文書を公表しているところである。

- ・「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月27日千葉県債権管理連絡会議）
- ・「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（通知）」（平成28年10月14日総務部長）
- ・「「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の改定について（通知）」（令和5年6月28日総務部長）

これらを踏まえ、県としての現在の検討結果を示したものが、「千葉県債権管理条例」であると理解している。

すなわち、この条例が施行される前は、債権放棄をするためには県議会の承認が必要であったのに対し、債権管理条例施行後は、同条例第9条第1項各号の条件に合致する場合には、「知事等」が「債権を放棄することができる」とし、債権放棄、つまり回収事務手続を終了するための手続を簡素化したのである。

ただ、この条例が施行されてから日も浅いことから、債権放棄の要件を満たすものの債権放棄の検討に着手しておらず、わずかな額を回収するために、あるいは、明らかに返済能力がないことがわかっている債務者に対しても、回収のための事務手続を継続している状況が散見された。また、回収事務手続の弁護士法人への委託については、回収事務手続の集約・効率化が可能であることを示すものと思われるが、委託による回収の期待性は債権の性質により異なり、費用対効果の問題もあるため大きくは広がっていない印象である。滞留債権への対応事務は、膨大な債権回収事務の一部であり、神経を使わざるを得ないものである。しかし、一部の所属ではその業務量から、債権所管課において専任の職員はいないため、本来業務に対応しつつ滞留債権管理に対応することは負担が大きいものと思われた。一部の都道府県においては、各担当課の債権管理業務の一部を専門部署で実施している例もあるとのことであり、各所管課が滞留債権管理に費やしている時間を、それ以外の業務に使うことを可能とするため、債権管理業務に関する各所管課への支援のあり方について、さらなる調査研究を行う余地があるのではないかと思われた。

また、補助金や指定管理等において、契約後間もなく、契約違反が発覚したり、実質的に事業継続不能状態に陥ったりしたケースもあったことから、許可や契約締結時における相手方の事業の健全性の評価が不足していたのではないかと危惧された。

（２）財務書類の作成

平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 142 条第 3 項において、その対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

また、同マニュアルに基づき、未収金や長期延滞債権について、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しているが、回収できる可能性が低い債権を健全な債権と同じ評価とする事例などが見受けられ、このことは、未収債権の徴収体制の強化や、全庁的な債権管理体制の検討に影響を及ぼす懸念があることから、回収可能性の検討に当たっては、より実態を反映するべきものと考ええる。

２ リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について

（１）規程やガイドライン等の周知と理解の徹底、及びそれに準拠した事務処理

行政機関における事務処理の手続は、年々多様化、複雑化していることから、債権管理を効率的に行うという観点からすると、簡略化できる手続は簡略化し、事務の煩雑さを軽減するという取組自体は有効であると考ええる。しかし、その際には、事務手続について定めている規程やガイドライン等の本来の目的や趣旨を再度確認した上で、効率的かつ適切な債権管理を行っていくことが求められる。

県の債権管理業務については、全庁的なガイドラインとして総務課において債権管理適正化の手引が定められており、各債権所管課において、債権管理適正化の手引を踏まえ、それぞれの債権の性質に応じた業務マニュアルを整備し、各債権所管課や出先機関において債権管理業務に当たっている。

各債権所管課や出先機関において、規程や手引、業務マニュアルの目的や趣旨を確認の上、それに沿った運用をすることで、滞留状況などを把握した後の対策を迅速に行うことが可能となり、回収可能性を高めることになるものと考ええる。

さらに、補助金や指定管理等における、申請者の評価を行う際においても、補助金採択基準や指定管理者選定基準などにおいて評価ポイントが明確になることで、その後の滞留する事態を減らすことにもつながるものと考ええる。

もちろん、債権回収事務手続を終了するための手続、つまり債権放棄を簡素化し

た債権管理条例第 9 条に対して、個々の事案を、具体的にどう適用するかについても、条例の目的や趣旨に沿って適切に運用することで、回収額に見合わない事務処理を削減することにもつながると考える。

(2) 財務書類の作成

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」による財務書類の作成の要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、これにより、地方公共団体は発生主義・複式簿記による会計処理を実施し、より明確な財務状態の確認が可能となることが期待されてのことであり、事案ごとに事情が異なるため、回収可能性の判断の具体的な基準や計算方法を定めることは非常に難しいと考えられるが、庁内の計上事例やその理由などを共有することを検討すべきであると考ええる。

3 問題の根本原因と改善方向について

指摘事項や意見が生じた根本原因としては、以下の要因があると考ええる。つまり、債権が滞留する原因が債権の発生原因ごとに異なっており、債権の回収方法も異なることから、実施すべき事務手続は、規程や要綱などの規定類で定めることができて、具体的に債権を回収するために、相手方とどのようなコミュニケーションを取るかについては、各所管課、出先機関ごとに、前任者から蓄積してきたものに頼らざるを得なかったことだと思われる。したがって、過去からの慣例をなぞる方法となるため、滞留債権を生じさせない方法や、生じた場合にどのような時期にどのような対策を施したらよいかを考えることがなくなっているのではないかと考える。

最近では、弁護士法人への委託や、法的対応に進むための相談窓口を設けることで、各所管課の担当者が、慣例にない回収方法に接する機会も増えてきていると考ええるが、依然、情報交換による最善の回収方法の共有は進んでいないのではないかと考える。

債権管理に係る相談窓口となっている総務課をハブとして、債権管理適正化の手引などにより各所管課に共通する有益な情報を共有するとともに、個別の事案に対してはより積極的に各所管課の債権管理に関する課題を把握し、事例に応じた指導・助言を行っていくことで改善が進むのではないかと考える。

Ⅲ 各論としての監査結果

1 健康福祉部・健康福祉指導課：生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）

収入未済案件については、6 健康福祉センターごとにファイルが作成されていた。項目も各健康福祉センターで独自のものであったため、識別子と収入未済額の情報を抽出し、滞留年数が長期化している上位 5 件をサンプルとした。

なお、生活保護費弁償金の根拠は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）であり、その根拠条文等により強制徴収公債権か、非強制徴収公債権に分かれる。

① 証憑の保管について

【結果（指摘）：山武健康福祉センター、長生健康福祉センター】

各段階での事務手続の妥当性を裏付ける証憑については、千葉県行政文書管理規則（平成 13 年千葉県規則第 30 号）、千葉県行政文書規程（昭和 61 年千葉県訓令第 13 号）等を参照し、当初からの収入未済状態が解消されるまでの顛末を把握できる

情報及び証拠書類等を適切に取捨選択し、保存されたい。

② 担当者間の連携について

【結果（意見）：健康福祉指導課】

現場の担当者からの問合せについて、適時に進捗状況を伝えるよう要望する。

2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立を支援するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、県が資金（生活費や子どもの学費、事業を開始継続する資金など）を無利子又は低利子で貸付ける制度である。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度においては、借受人の資金使途に応じて 12 種類の貸付金が設けられており、それぞれについて、限度額、利率、償還期間が定められている。

① 分割納付の決定の際の経済状況の調査について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

分割納付対応に当たっては、分納額を合理的に算定・決定するために、可能な限り相手方の収支状況・財産状況の調査を行うよう要望する。また、分割納付を認める決定を行う際には、各健康福祉センターの責任者の決裁を得ることとするよう要望する。

② 違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

③ 違約金不徴収の決定に係る事務について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

健康福祉センターが母子父子寡婦福祉資金に係る違約金不徴収申立書を作成する際には、申立てに係る違約金の情報を入力するだけでなく、償還金の支払が遅延した理由についても入力した上で債務者に交付することを検討するよう要望する。

3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金

児童の保護者が家庭で児童を養育することが困難なときや施設での支援等を受けることが適当と児童相談所が判断したときは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「児童福祉法」という。）の規定により、各児童相談所は児童の養育を里親に委託したり、児童福祉施設に入所（通所を含む。以下、同じ）させたりする措置をとることになる。

県は、児童福祉法の規定により、この入所措置等に係る費用の全部又は一部を、保護者又は児童本人からその負担能力に応じて徴収することができるとされている。なお、負担金額は、保護者の前年分の所得に基づく所得税又は市町村民税の課税額によ

り各児童相談所が決定し、保護者に徴収金額の通知を行っている。

① 滞納処分の執行停止について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

生活困窮や、死亡・行方不明に分類されている債権については、時効経過まで放置するのではなく、滞納処分の執行停止を行うよう要望する。

② 滞納処分（強制執行）について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

例えば、悪質な事例に的を絞って差押え等の法的措置を執行するとともに、執行した法的措置の事例を公表することによって、扶養義務者やその周囲の者の意識改革を促すことを検討するよう要望する。

③ 分割納付の受入体制について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金の分割納付を受け付ける際には、可能な限り、事前に財産調査を行い、責任者の決裁を得た上で行うよう要望する。

④ 負担金の算定方法及び算定基準について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

負担金の算定方法及び算定基準について、負担金額が扶養義務者にとって過度な負担とならないよう、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の内容の改正を検討することが望ましい。その前提として、児童措置費の負担金額の算定基準に関する要綱の見直しを国に対して働きかけるよう要望する。

4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものである。

児童扶養手当の支給対象者は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護し、養育している母、父又は養育者である。

県が支給する児童扶養手当は、県内の町村分であり、県が3分の2を、国が3分の1を負担する。なお、市分については市が負担することとされている。

① 調定減額について（指摘）

【結果（指摘）：児童家庭課】

生活困窮等の理由で、一括返還から分割返還に変更された場合に、翌年度以降に納期となる返還額分について、減額調定を行う事務は改められたい。

② 債務承認について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

債務者からの債務の承認は必ず書面で得るよう要望する。

③ 児童扶養手当返還金の調定期限について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

児童扶養手当過誤払金の返還金額及び返還方法が決定し通知書を発送した際には、

遅滞なく納入通知書の発送及び歳入の調定を行うよう要望する。

5 健康福祉部・児童家庭課：東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金

児童養護施設 A の元施設長が、入所していた児童に対して虐待行為を行ったことに係る元入所児童からの損害賠償請求事件について、元施設長が公権力の行使に当たる公務員に該当するとして、県に損害賠償を命ずる判決（平成 21 年 2 月 26 日東京高等裁判所）が確定し、県は慰謝料 4,300,000 円及び遅延損害金 2,256,612 円を元入所児童側に損害賠償金として支払った。

県は国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）に基づき、すでに支払った損害賠償金を元施設長に対して求償してきたところ、支払がなされないことから、損害賠償金等の支払を求めて、令和 2 年 12 月 23 日に千葉地方裁判所に訴訟を提起した。

その後、令和 4 年 2 月 28 日に県の主張が全面的に認められ勝訴し、元施設長が控訴しなかったことから判決が確定したものの、元施設長が支払を行わないことから収入未済となっているものである。

① 訴訟費用の未請求について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合、県の債権として、訴訟費用額の確定処分により具体的な金額を確定させた上で、債務者へ請求するなど、適切な債権管理をされたい。

なお、訴訟費用額の確定処分の申立てを行うことが費用対効果の観点から合理的ではないと認められる場合には、徴収停止の決定をすることも検討されたい。

② 債権回収に向けた手続の進捗について（意見）

【結果（意見）：児童家庭課】

訴訟を行って、債務者による支払を命じる判決が確定したのであれば、債権回収に向けて、現在進めている強制執行のための手続を速やかに行うよう要望する。

6 健康福祉部・障害者福祉推進課：自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分

自立支援医療制度（精神通院医療）は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（厚生労働省 HP から抜粋）である。通常、通院による患者の自己負担は 3 割であるが、制度利用による患者の自己負担分医療費は原則 1 割、残りの 2 割は、公費として国と県で負担となっている。当該制度は、精神疾患があり継続的な通院医療が必要な患者が対象者となる。

県は、自立支援医療機関に対する支払事務について、社会保険診療報酬支払基金及び千葉県国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託している。そのため、医療機関からの請求は支払基金等が受け、金額に誤りがなければ全額を医療機関に支払い、公費負担分は支払基金等から県に請求される。

なお、公費負担分の金額や診療内容に関しては、自立支援医療受給者証等の情報が必要であり、支払基金等では把握できないため、一義的には診療報酬の請求を行った医療機関に責任がある。不適切な請求が判明した場合には、県が医療機関に対して是正を求めていくことになる。

① 遅延損害金について（意見）

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金

措置費は、県が児童福祉法第 27 条 1 項第 3 号及び第 2 項の規定による入所又は委託の措置をとったときに、入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設基準を維持するために必要な費用（児童福祉法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2）及び県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用（同条第 7 号の 3）として、毎月、児童福祉施設等に対し支弁する経費をいう。

県は、同法第 56 条第 2 項の規定により、本人又は扶養義務者（以下、本項において、「扶養義務者等」という。）からその負担能力に応じてその費用の全部又は一部を徴収することができる。障害福祉事業課が取り扱う児童措置費負担金は、障害児を対象とし、県が扶養義務者等から徴収する費用である。

また、県が支弁した経費については、国の通知（「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日付けこども家庭庁発こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知。（以下、本項において、「児童通知」という。））及び「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和 5 年 6 月 30 日付けこども家庭庁発こ支障第 13 号こども家庭庁長官通知。以下、本項において、「障害通知」といい、児童通知と併せて「国通知」という。））に規定される「児童入所施設徴収金基準額表」及び「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」で算定した扶養義務者等がその負担能力に応じて負担すべき費用の総額を差引いた後の額の 1/2 を国が負担することとされている。

そして、県が扶養義務者等から徴収する費用は、この国通知で規定される「児童入所施設徴収金基準額表」及び「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、県規則で定めて、決定しているものである。

扶養義務者等から徴収する費用は、同法第 56 条第 6 項の規定により強制徴収できる公法上の債権と解され、時効の援用を要さない（法第 236 条の規定により 5 年間で時効により消滅する。）。

なお、千葉県では、児童相談所は 6 か所あり、千葉県事務委任規則（昭和 31 年千葉県規則第 33 号）第 7 条第 1 号ネにより負担能力の認定、費用の徴収及び滞納処分及び資料の提供に関することは児童相談所長に委任されている。

① 児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について（意見）

【結果（意見）：障害福祉事業課、児童家庭課】

マニュアルの更新を適時にされたい。仮に、人員の確保が難しい場合であっても、通達や指示について体系的にすべて保存して閲覧できるようにされたい。

② 滞納整理の手続について（意見）

【結果（意見）：中央児童相談所、市川児童相談所、柏児童相談所】

児童措置費負担金の滞納整理、催告・財産調査・差押えの際に、マニュアルとは異なる対応をする際には、ケース記録等を熟読し、担当児童福祉司の意見も聴取した上で所内会議に諮ることを要望する。特に、ア、イのように財産調査の結果、財産があることが確認された場合は、差押えの手続の実施の可否について十分に会議に諮った上で結論を出すことを要望する。

③ 児童措置費負担金の支払手段について（意見）

【結果（意見）：障害福祉事業課、児童家庭課】

収入未済額の減少のため、徴収金の支払方法をより利用しやすくする対策を執ることを要望する。

8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納

千葉県は、保健師等修学資金条例（昭和 37 年千葉県条例第 33 号）に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する看護専門学校、高等学校若しくは大学（以下「養成施設」という。）に通学し、卒業後、千葉県内で保健師等の業務（＝看護業務）に従事する意思のある者に対して、予算の範囲内で、修学資金の貸付けを行っている。

将来千葉県内で看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学を容易にし、千葉県内における看護師等の確保及び質の向上に資することを目的とした制度である。

修学資金の借受人は、原則として貸付けを受けた修学資金を返還する債務を負うが、修学資金の内容に応じてその返還の債務の免除を受けられる。例えば、「一般貸付け」借受人は、養成施設卒業後の一定の期間内に、所定の資格を取得し、引き続き 5 年間県内で看護業務に従事した場合、修学資金の返還債務の免除を受けられる。

① 延滞利子の調定について（意見）

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、延滞利子を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 辞退による貸付決定の取消時の手続について（指摘）

【結果（指摘）：医療整備課】

貸付決定の取消しに伴う手続と返還の猶予手続とを混同されたと考えられるが、貸付決定の取消しに伴う手続において、必要な書類を適時に漏れなく整備されるよう、マニュアルの明確化又は周知徹底等の対策を検討されたい。

③ 未納者の連帯保証人に対する措置について（意見）

【結果（意見）：医療整備課】

マニュアルの見直しを行う、債権回収に知見のある専門部署や専門家へ適時相談し対応への助言を得る等、実効性を重視した管理体制整備の検討を要望する。

9 商工労働部・経済政策課：千葉県感染拡大防止対策協力金返還金

千葉県感染拡大防止対策協力金とは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮等の要請に協力した飲食店に対し協力金を支給する制度で、第1弾から第17弾まで（要請期間：令和2年12月23日から令和4年3月21日）実施された。この制度を利用して協力金を受給した飲食店の中で、不正受給した者や誤支給などによる受給者には千葉県感染拡大防止対策協力金返還金として、協力金の返還を要請している。

① 遅延損害金等について（意見）

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 協力金支給時の手続の対応について（意見）

【結果（意見）：経済政策課】

協力金事業の実施にあたり、関係課や、受託事業者などとの連携を強化し、受託事業者にマニュアルなどの内容を適切に理解させた上で、ダブルチェックなどを実施し、人為的誤謬を防ぐ対応を行うことを要望する。

10 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（違約金）

根拠法令等については、12 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）を参照

① 債務者及び連帯保証人へ通知している違約金の通知文について（意見）

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 連帯保証人に対する催告について（指摘）

【結果（指摘）：香取農業事務所】

未収金の早期かつ適切な回収ができるよう連帯保証人の相続人3名に対しても請求するようにされたい。

11 農林水産部・団体指導課：林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）

林業・木材産業改善資金は、林業従事者等が林業・木材産業経営の改善等を目的として、新たな林業・木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設・福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を、国と県との財政資金を原資として無利子で貸し付けるものである。

出先機関である各林業事務所において貸付、償還に係る事務及び経営指導を行っており、主務課である農林水産部団体指導課が資金管理及び各林業事務所に対する指導等を行っている。

① 遅延損害金について（意見）

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、遅延損害金等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 林業・木材産業改善資金債権管理マニュアルについて（意見）

【結果（意見）：団体指導課、南部林業事務所】

主務課及び各林業事務所においては、債権管理適正化の手引を準用しつつ、一部については独自で策定したマニュアルに基づき、債権管理を行っていることから、これまでに得られた経験や知見等を踏まえた債権管理等に係る業務マニュアルについて、適時、適切に更新するよう要望する。

③ 債権放棄について

監査開始当初、指摘事項あるいは意見すべきと思われる事態が見受けられたものの、監査の実施中に状況の変化があったものであり、事例として記録を残しておく意義があると考えたため掲載した。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となる。そのため、債権放棄の実施は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要である。また、回収可能性のない債権について、自治体の帳簿に計上し続けることは、自治体の財政状態を正確に把握することができなくなる一因となるため、財務報告の信頼性の目的からも重要である。

以上から、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続を適時適切に実施する必要がある（本債権は令和 5 年度に放棄予定だったが総務部判断で未実施。）。

なお、本債権については、総務課において、令和 6 年 12 月 27 日に債権管理条例に基づき、同条例第 9 条第 1 項第 1 号を理由に債権放棄手続済みであり、2 月議会で報告予定となっている。

1.2 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）

ア 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、農業改良資金助成法（旧規定。以下、本項において「旧法」という。）、農業改良資金助成法施行令（旧規定）、農業改良資金助成法施行規則（旧規定）、農業改良資金制度運用基本要綱、千葉県農業改良資金貸付規則（旧規定）、千葉県農業改良資金取扱要領（旧規定）、千葉県農業改良資金貸付資格認定要領である。

イ 制度趣旨

農業改良資金は、農業者の農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的として、最新の農業技術、新規作物の導入、新たな農産物の加工などに必要

な資金につき、無利子で貸し付けられる資金のことである（旧法第1条）。

① 財産調査の同意書の取得について（意見）

【結果（意見）：香取農業事務所】

財産調査の同意書は、延滞時における財産調査を円滑に行うためにも必要な書類である。

そのため、延滞が生じた早期のタイミングで可能な限り財産調査の同意書入手するよう要望する。

② 農業改良資金貸付金債権管理マニュアルの更新について（意見）

【結果（意見）：団体指導課】

主務課及び各農業事務所においては、債権管理適正化の手引を準用しつつ、一部については独自で策定したマニュアルに基づき、債権管理を行っていることから、これまでに得られた経験や知見等を踏まえた債権管理等に係る業務マニュアルについて、適時、適切に更新するよう要望する。

1.3 農林水産部・団体指導課：就農支援資金（貸付金の償還金）

就農支援資金は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることに鑑み、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的として制定された「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成26年4月1日廃止。以下「特別措置法」という。）に基づく債権である。

当債権は、特別措置法、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成26年4月1日廃止）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成26年4月1日廃止）、千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領に基づき実施されている。

① 遅延損害金について（意見）

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、遅延損害金等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 債権放棄について

監査開始当初、指摘事項あるいは意見すべきと思われる事態が見受けられたものの、監査の実施中に状況の変化があったものであり、事例として記録を残しておく意義があると考えたため掲載した。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となる。そのため、債権放棄手続の実施は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要である。また、回収可能性のない債権について、自治体の帳簿に計上し続けることは、自治体の財政状態を正確に把握することができなくなる一因となるため、財務報告の信頼性の目的からも重要である。

以上から、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続を適時適切に実施する必要があると考える。対象となっている債権 2 件については、速やかに債権放棄手続をとる必要がある状況と考えられた（両債権は令和 5 年度に放棄予定だったが総務部判断で未実施。）。

なお、当該 2 件に関して、総務課において、令和 6 年 12 月 27 日に債権管理条例に基づき、債権放棄手続済みであり、2 月議会で報告予定となっている。

1 4 農林水産部・環境農業推進課：平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金

ア 発生の概要

平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金は、国の総合食料対策として、食品の生産、処理、加工及び販売等の段階において、食料の仕入先、販売先、生産及び製造方法等の履歴を残し、追跡することができるシステムを構築する事業者に対して助成するものである。

イ 発生の経緯

事業実施主体の代表者が補助金を不正に流用し、事業を実施しなかったため、県は事業実施主体に対し補助金の交付決定の取消及び返還命令を行ったが、返還がなく収入未済が発生した。

① 延滞金の通知について（意見）

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 債権管理コストの見直しについて（意見）

【結果（意見）：環境農業推進課】

納付書の発送について、毎月送付するのではなくその費用対効果を鑑みて、四半期に 1 回や年 1 回にする等、管理コストや事務負担を軽減することを要望する。

1 5 県土整備部・道路整備課：訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）

現在、確定判決に基づく債権差押手続を継続しているところ、対象となっている債権は確定判決第 1 項で認容された使用料相当損害金のみになっている。

他方で、確定判決第 6 項は控訴審及び第 1 審を通じた訴訟費用の内 5 分の 4 を相手方負担と定めている。

訴訟費用については、判決でその負担者とその負担の割合を定められるものの、具体的な金額については定められず、裁判所に対して「訴訟費用額確定処分」の申立てをし、その具体的な金額を確定することが必要になる。なお、「訴訟費用額確定処分」は、判決等と同様に、その正本に基づいて、相手方の財産に対して、強制執行をすることができる。

① 訴訟費用について（意見）

【結果（意見）：道路整備課】

具体的な訴訟費用額について試算の上、必要に応じて第 1 審の裁判所に対し「訴訟費用額確定処分」の手段を取り、必要に応じて強制執行の対象とされたい。

16 県土整備部・道路環境課（成田土木事務所）：県道への土砂流入に伴う原因者負担金

令和 3 年 6 月 9 日に発生した県管理道路への土砂流入に伴う道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 58 条に基づく原因者負担金である。

裁定額 410 万 8,500 円に対し、同年 11 月 15 日付けで原因者から分納誓約書の提出があり、合計 8 回払いでの分割弁済計画が提案されたところ、初回の 51 万 7,500 円が令和 4 年 2 月 3 日に支払われた以降返済は行われていない。

① 分納誓約について（意見）

【結果（意見）：成田土木事務所】

債務者から分納誓約を受ける場合には、分割の金額や回数の根拠となる資力関係の資料を徴収して、返済計画の妥当性を判断するよう要望する。

② 滞納処分について（意見）

【結果（意見）：成田土木事務所】

債務者からの任意の返済が難しい状況にあるため、滞納処分を検討するよう要望する。

17 県土整備部・河川環境課：河川法に基づく原因者負担金

ア 収入未済額：29,657,822 円

河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「河川法」という。）第 67 条に基づく債権であり、本年度に財産調査を行っているものの、護岸工事に係る負担金については令和 6 年 8 月に消滅時効が完成し、残る復旧工事にかかる負担金については令和 7 年 5 月に消滅時効が完成する予定である。

イ 収入未済額：36,650,150 円

河川法第 67 条に基づく債権であり、原因者から、負担金負担命令に対する審査請求があったものの、令和 5 年 6 月 15 日付で同請求は棄却されている。

① 早期の滞納処分について（意見）

【結果（意見）：河川環境課】

滞納処分を行うためには対象となる財産を調査する必要があるところ、債権発生直後から速やかに財産調査を実施し、速やかに滞納処分に着手できるよう要望する。

18 県土整備部・港湾課（葛南港湾事務所）：船橋ボートパークの維持管理に係る不当利得返還請求

港湾課（葛南港湾事務所）が管理している私債権「船橋ボートパークの維持管理に係る不当利得返還請求」である。

対象債権は、私債権であり、納期限を経過すると納期限翌日から民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「民法」という。）所定の遅延損害金が発生する。遅延損害金については、対象債権の元本が全額納付された時点までは発生し続けるため、県の管理対

象の債権として、適宜、調定を行い、債務者に対して、納入通知をする必要がある。

しかしながら、所管課（葛南港湾事務所）では、遅延損害金を計算することなく、調定や納入通知の手続を行っていない。

① 遅延損害金の請求について（意見）

【結果（意見）：総務課】

「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 法的措置について（指摘）

【結果（指摘）：葛南港湾事務所】

債務者に対して、最後に催告書を送付してから既に 5 年が経過しており、自治令第 171 条の 2 の「相当の期間」は経過していると考えられるので、速やかに法的措置に移行されたい。

③ 債務者の特定について（指摘）

【結果（指摘）：葛南港湾事務所】

船舶の所有者である債務者に対し、現在までの使用料相当損害金を調定上で請求し、併せて船舶の撤去を請求されたい。

19 県土整備部・公園緑地課：損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難）

当該債権は、ア、イ、ウの 3 名を不法行為者とする、令和 3 年 8 月 31 日及び 9 月 1 日に青葉の森公園の真鍮製大型プランターが切断のうえ盗難された事案に対する、民法第 719 条（共同不法行為者の責任）に基づく損害賠償請求権である。当該損害賠償義務は連帯債務であり、ア、イ、ウの 3 名が全額の賠償義務を負う。

① 債務名義の取得について（指摘）

【結果（指摘）：公園緑地課】

速やかに 3 名に対して訴訟提起されたい。

20 県土整備部・住宅課：県営住宅家賃（使用料）

住宅課が管理している私債権「県営住宅家賃（使用料）」である。

① 納付誓約書の処理について（指摘）

【結果（指摘）：住宅課】

債務者から納付誓約書の提出を受けた場合には、履行延期の特約の手続をとった上で、分割弁済に応じるよう対応されたい。

② 法的措置について（指摘）

【結果（指摘）：住宅課】

入居許可を取り消した場合は勿論のこと、納付誓約を履行しない債務者や納付誓約を提出しない債務者に対しても、速やかに入居許可を取り消した上で、法的措置を念頭に速やかに明渡しに向けた手続をとられたい。

③ 入居許可を取消した後の納付誓約について（指摘）

【結果（指摘）：住宅課】

入居許可取消し後に引き続き県営住宅への居住を認めるのであれば、法的根拠を与えるよう必要な手続をとられたい。

④ 納付誓約の債務名義化について（意見）

【結果（意見）：住宅課】

債務者から納付誓約書の提出を受け、その後に履行延期の特約の手続をとった場合に、債務者に即決和解の手続の利用や和解条項の内容に事前同意を得た上で、即決和解の手続により債務名義化することを検討されたい。

⑤ 保証人に送付する納付書について（意見）

【結果（意見）：住宅課】

保証人に送付する納付書については、保証人からの支払であることが確認できるような方式に改めるよう検討されたい。

2 1 企業局・管理部・業務振興課：千葉県水道事業給水収益（水道料金）

企業局管理部業務振興課の水道料金の未納分である。

① 分納誓約書について（指摘）

【結果（指摘）：業務振興課】

債務者の弁済に関する誠実な意思の表れを確認するとともに、適切な時効管理の観点からも分納誓約書を受け取るべきである。

県の債権管理適正化の手引によれば、口頭での承認であっても時効の更新事由とはなるが、後日の紛争防止のためにも、債務の承認は必ず書面で得るようにすると定められており、分納誓約書を作成する必要がある。

2 2 企業局・水道部・浄水課：調停条項による損害賠償金

県企業局は、平成 22 年度に納入業者の債務不履行により被った損害について、東京簡易裁判所に民事調停申し立てを行い、平成 24 年 7 月 26 日に調停が成立し、損害賠償金の分割支払を受けていた。しかし、平成 31 年 1 月支払分を最後に未払いとなった。

その後、法人の実態がなく、代表者の所在も行方不明であったが、令和 4 年度に代表者の所在が判明し、令和 5 年 5 月に弁護士に今後の対応を相談している。

その後、弁護士への法律相談に基づき、担当課が可能な限りの現地確認等を行ったものの、債務者の財産に関する情報を得られていない。また、令和 5 年度末において債権管理条例所管課である総務課に、どの程度まで財産調査するかなどの相談は行われていない（令和 6 年度になり、浄水課は総務課に相談を開始した。）。

① 債権回収のための手続について（意見）

【結果（意見）：企業局】

イレギュラーな原因により発生した債権の管理について、債権管理担当課が対応を相談できる体制があることを周知するよう要望する。

2 3 企業局・水道部・給水課：受託工事収益（原因者負担による修繕収益等）

本件は、指定給水装置工事業者とは別のインフラ工事を行っていた A 工事業者が、

給配水管を破損したために生じた装置修繕料、及びその損失水量に係る未収債権（私債権）である。

これまでの経緯としては、令和 3 年 4 月に納入通知書を送付し、同年 6 月に督促状を送付している。その後、令和 4 年 6 月に催告状を送付し、令和 6 年 7 月に 2 回目の催告状を送付したが、宛所不明で返送となった。その後、登記情報により現在の所在が判明したため、直近では令和 6 年 10 月に 3 回目の催告状を送付しているが、現時点において未収となっている。

① 記録・文書の整備について（指摘）

【結果（指摘）：給水課】

現状においては、債権発生の際の経緯や交渉過程等の履歴が明確でないことから、その後の効率的な滞納整理事務に支障をきたすおそれがある。

県の債権管理適正化の手引においても、債権の記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であるとされており、また、訴訟を提起する場合に、県の主張を補完する資料として必要不可欠なものとなる。

したがって、債権の発生事由、個別の回収可能性、督促状況、債務者の状況、滞納の理由等の記録を適切に整理保存しておく必要がある。

② 回収事務の管理について（指摘）

【結果（指摘）：給水課】

文書による催告のみとなっており、債務者の状況も把握できておらず、実質的に効果のある回収事務が行われていない。文書のみではなく、積極的に債務者と接触・折衝する手段を講ずるべきである。

③ 遅延損害金請求・財産調査について（指摘）

【結果（指摘）：給水課】

当該未収債権は私債権であることから、請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求するべきである。

また、履行延期の特約等の必要な措置を講ずることも必要である。債務者に対して財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得するよう努力し、資力がない場合には履行延期の特約（自治令第 171 条の 6）等の措置をとるべきである。

④ 法的措置の検討について（指摘）

【結果（指摘）：給水課】

当該未収債権は私債権であることから、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、一定の場合を除き訴訟の提起、強制執行の申立て等をしなければならないとされている（法第 240 条第 2 項、自治令第 171 条の 2）。

本件のような督促や催告に応じない債務者との関係では他に手立てがないことから、債務者の財産調査を実施の上、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続を視野に入れた検討をするべきである。

2.4 企業局・水道部・給水課：給水申込納付金

本件は、建物の建築工事の施主（申請者）と元請業者とのトラブルにより工事がストップしているため、給水申込納付金（私債権）が未納となっている。

これまでの経緯としては、平成 30 年の台風による事故でそれ以降の工事が止まっており、令和元年 11 月時点で、施主と元請業者との間で折り合いがつかず工事再開

の目途は立っていなかった。その後、令和 2 年 3 月時点においては、両者の間で工事再開に向けての調停を進めていたが、令和 3 年 5 月・令和 4 年 3 月時点の状況は調停継続中となっており、令和 6 年 9 月時点でも依然として調停中となっている。

① 中止届の提出勧告について（意見）

【結果（意見）：給水課】

回収見込みがないまま長期間にわたって債権を残存させておくのは余計な管理負担となり、効率的な債権管理ではない。このまま事態の進展が望めないのであれば、申請者に対して中止届の提出を勧告することが望ましい。

2 5 企業局・水道部・給水課：雑収益（不正工事に係る認定水道料金等）

本件は、A 指定給水装置工事業者（以下「A 指定事業者」という。）が企業局長の承認を受けていない状況で、給水装置の新設工事 5 件を実施し通水したことにより生じた認定水道料金、及びその事務経費に係る未収債権（私債権）である。

不正工事発覚の経緯としては、令和 2 年 9 月に千葉市若葉区の集合住宅において、量水器管内で代用管を設置しているため、水道の無断使用をしている可能性があるとの情報提供が、千葉水道事務所料金管理課長と検針員により同事務所給水装置課に寄せられた。これを受け、給水装置課にて現地確認等を行い調査したところ、A 指定事業者が、平成 31 年 3 月に不正工事を行っていたことが判明した。

そこで、千葉水道事務所では損失水量の積算、及び当該事務経費の算定を行い、A 指定事業者に請求すると共に、A 指定事業者からは再発防止と支払を約した顛末書を令和 2 年 10 月に入手したが、現時点において未収となっている。

① 回収事務の管理について（指摘）

【結果（指摘）：給水課】

不正工事発覚から請求に至るまでの経緯については、起案文書等で確認できたが、請求から現在までの督促等の事実関係が分かる文書が存在しておらず、回収事務の適切性が確認できなかった。そこで、担当者に回収手続の状況を確認したところ、督促状等の文書は送付しておらず、電話による連絡も取っていないとのことであった。したがって、当該債権は事実上放置されている状態となっている。

相手方に支払を促すと共に、適切な時効管理の観点からも文書や電話等による十分な回収努力を行うべきである。また、その際には、個別の回収可能性、督促状況、債務者の状況、滞納の理由等の記録を保存し、適切な回収事務の執行に努める必要がある。

② 請求金額の算定誤りについて（指摘）

【結果（指摘）：給水課】

この原因は、担当者が誤って平成 31 年度の単価を採用したためである。過少請求金額は 5 円と僅少であるが、金額の多寡の問題ではない。請求事務手続に係る統制上の不備の問題である。今後は手続の見直しを行い、誤りが生じないようダブルチェックの徹底など再発防止体制を構築する必要がある。

2 6 企業局・土地管理部・土地事業調整課：幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで幕張新都心地下駐車場の指定管理者

であった法人Nは、平成 30 年度の下半期分の納付金分 89,362,754 円を滞納した。理由は銀行との資金繰りがうまくいかず、地下駐車場の納付金に限らず、様々な支払が滞ってしまったためだと、法人Nの担当者は説明したとのことであった。

担当所属は令和元年度においては、公正証書等に基づき分納を認め、結果的に 4,350 万円を回収することができた。しかし、令和 2 年 1 月に国税庁が法人Nの銀行口座等を差し押さえていることが判明し、担当所属も公正証書に基づき、強制執行を行ったが、大口の銀行口座の預金は既に国税庁に充当されており、少額の口座しか残っておらず、口座を 40 口差し押さえたものの、合計で 19 口から 72,388 円しか回収できなかった。

その後、令和 2 年 3 月 12 日に法人Nの破産手続が開始されたため、滞納金 45,790,366 円＋確定遅延利息＋遅延損害金を債権に抱え、現在に至っている。

なお、滞納金 45,790,366 円については、令和 3 年 3 月 31 日に破産更生債権等への振替及び貸倒引当金の計上を行った。

① 利用料金の取扱いについて（意見）

【結果（意見）：土地事業調整課】

利用料金から支払うべき納付金の滞納が生じないように、納付金の支払方法の見直し等の検討をするよう要望する。

2.7 公安委員会・交通部・交通指導課：放置違反金

公安委員会交通部交通指導課の放置違反金に係る未納付分である。

① 滞納者の管理下でない車両の盗難届について（意見）

【結果（意見）：交通指導課】

滞納者の支払能力に疑義がある状況にもかかわらず、違反金が増え続ける状態であったのであるから、自己の管理下ないと主張することもあり、盗難届を提出することにより、違反の追加を止める提案を当事者にするよう要望する。